

## 4 届出等の手続

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却の方法については、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものと区分した上で、構築物、機械及び装置等といった資産の種類の区分ごとに選定し、資産を取得した日等の属する年分の所得税に係る確定申告期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分に属する減価償却資産に係る当該区分ごとに採用する償却の方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています(所令 123①、②)。

なお、二以上の事業所又は船舶を有する場合には、事業所又は船舶ごとに償却方法を選定することができます。

### ① 償却方法のみなし選定

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産（以下「旧減価償却資産」といいます。）について「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産(以下「新減価償却資産」といいます。 )で、同日前に取得したならば旧減価償却資産と同一の区分に属するものについて前記の届出書を提出していないときは、旧減価償却資産につき選定していた償却方法の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、新減価償却資産について「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することになりました(所令 123③)。

### ② 法定償却方法

「減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない新減価償却資産で上記①(償却方法のみなし選定)に該当しない場合は、原則として、定額法が法定償却方法となります(所令 125 二)。

なお、法定償却方法である定額法以外の償却方法として定率法を選定するときは、「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出する必要があります(所令 123②)。

### ③ 償却方法の変更

減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、新たな償却の方法を採用しようとする年の 3 月 15 日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することとされています(所令 124)。

なお、平成 19 年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、一定の事項を記載した届出書(※)を、平成 19 年分の所得税に係る確定申告期限(平成 20 年 3 月 17 日)までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます(平成 19 年改正所令附則 12③、平成 19 年改正所規附則 4)。

※ 手続上は「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することとなります。